

## 相模原市農業委員会第6回会議議事録

開 会 日 時 令和4年8月31日 午後1時38分

閉 会 日 時 令和4年8月31日 午後3時32分

開 催 場 所 市民会館3階 第1大会議室

出 席 委 員 (○印)

①	青 木 齊	⑧	志 村 佳 男	⑮	八 木 拓 美
②	齋 藤 憲 一	⑨	阿 部 健	⑯	菱 山 喜 章
③	加 藤 正 博	⑩	高 橋 三 行	⑰	藤 村 達 人
④	渋谷 久 夫	⑪	齋 藤 孝 之	18	天 野 明
⑤	斉 藤 嘉 之	⑫	山 口 幸 男	⑱	加 藤 通 一
⑥	大 塚 優 子	⑬	大 谷 健 一		
⑦	小 林 康 史	⑭	西 東 邦 雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (18番天野明委員)

傍聴人 0名

事 務 局 斉藤ますみ 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高

議事録署名人 議 長

---

議席 6番

---

議席16番

---

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第1回農地利用最適化推進委員情報交換会報告
3		第5回農政運営委員会報告
4	議案第34号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第35号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
6	議案第36号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第37号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第38号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第39号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第40号	農用地利用配分計画の作成について
11	議案第41号	農用地利用計画の変更について
12	議案第42号	相模原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
13	議案第43号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について
14	報告第30号	農地所有適格法人の報告について
15	報告第31号	非農地証明書の発行について
16	報告第32号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
17	報告第33号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
18	報告第34号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

## **議長（阿部会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第6回総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、18番天野明委員より欠席の旨、通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番大塚優子委員、16番菱山喜章委員を指名いたします。

傍聴はございません。

## 日程1 会務報告

### 議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

斉藤事務局長に報告いたさせます。

### 事務局（斉藤事務局長）

それでは、令和4年7月29日から令和4年8月30日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

8月17日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長、私、斉藤ほかが出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問1件、報告11件となっております。

続きまして、市関係でございます。

7月29日、農業委員会第5回総会を行いまして、農業委員18名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

続きまして、8月3日、津久井総合事務所3階第1会議室及び緑区青野原におきまして、また、8月5日、緑区大島におきまして、新規就農者との情報交換会を行いまして、それぞれ農業委員5名、推進委員2名、農業委員5名、推進委員1名が出席しております。

続きまして、8月8日、令和4年度相模原市米軍基地返還促進等市民協議会理事会が行われまして、菱山副会長が出席されております。内容につきましては、本年度の要請についてほかでございます。

続きまして、8月9日、第1回相模原市都市計画審議会が行われまして、阿部会長が出席されております。内容につきましては、会長、副会長の選出についてほかでございます。

同日、第1回農地利用最適化推進委員情報交換会を行いまして、推進委員17名が出席しております。内容につきましては、相模原市肥料・農業資材購入緊急支援事業給付金の支給についてほかでございます。

⑦は飛ばしまして、裏面を御覧ください。

8月23日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、8月25日、第1回相模原市都市計画審議会小委員会が行われまして、阿部会長が出席されております。内容につきましては、委員長、副委員長の選出ほかでございます。

続きまして、8月26日、第5回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員10名が出席しております。内容につきましては、令和4年度新規就農者との情報交換会の報告についてほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

初めに、県関係でございます。

8月17日に、神奈川県副知事等要請活動が行われまして、阿部会長が出席されております。内容につきましては、令和5年度県農林業施策並びに予算についてでございます。

続きまして、市関係でございます。

8月29日、緑区鳥屋におきまして、農地再生モデル事業において草刈りを行いまし、農業委員3名、推進委員3名が出席しております。

以上でございます。

#### **議長（阿部会長）**

ただいまの会務報告について、何か御発言がありましたら、お願いいたします。

#### **17番（藤村委員）**

会務報告の内容そのものについてではなくて、本日の会議の冒頭に阿部会長から都市計画審議会の内容について非常に丁寧に説明していただいて、これはとてもありがたかったんですが、会務報告の中に、表題だけ書いてあったり、会長の選出とか、はっきり言ってどうでもいいようなことが書いてあるんだけど、箇条書きでもいいから、最初に阿部会長がおっしゃられたことが書いてあると、都市計画審議会が粛々に行われているものではなくて、結構、我々の農地に対しても大きな問題があるので、やはり、そういうのは書いていただくと、すごくありがたいと思うんですが。

#### **事務局（斉藤事務局長）**

今、藤村委員から御意見をいただきまして、改善する方向で検討させていただきます。ありがとうございました。

#### **17番（藤村委員）**

はい、お願いいたします。

#### **議長（阿部会長）**

小委員会そのものは非公開になっていますので、出せる情報の範囲の中で事務局に私からお知らせして、こういうところに掲載するということになるのかと思いますので、よろしくをお願いします。

#### **17番（藤村委員）**

それはそれで結構だと思いますけど、例えば、今までと線引きのコンセプト自体がいろいろと変わってくるのか、やはり、そういうのは知らせていただくと、我々の頭の回転もそっちへ回るので、ありがたいと思います。よろしくをお願いします。

#### **議長（阿部会長）**

はい。折に触れて、出せる情報ということで確認しながら、皆さんにお話をしていきたいと思います。

ほかに御発言はありますか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 第1回農地利用最適化推進委員情報交換会報告

### 議長（阿部会長）

続いて日程2「第1回農地利用最適化推進委員情報交換会報告」をいたします。

菱山副会長から報告をお願いします。

### 副会長（菱山副会長）

8月9日に行われました第1回農地利用最適化推進委員情報交換会の結果を報告いたします。

なお、本来であれば、第3回農地利用最適化推進委員連絡会を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、農業委員の出席は行わず、農地利用最適化推進委員のみの出席として開催いたしました。別途配付されております報告資料を御覧ください。

主な意見についてですが、議題4について、今年度、推進委員の最適化活動についての点検、評価における制度の変更があった旨を説明いたしましたが、制度の変更内容や活動報告の表記などの質問が多かったため、後日、改めて説明会を行うことといたしました。

以上、第1回農地利用最適化推進委員情報交換会の報告とさせていただきます。

### 議長（阿部会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、以上で第1回農地利用最適化推進委員情報交換会報告を終わります。

## 日程3 第5回農政運営委員会報告

### 議長（阿部会長）

続いて、日程3「第5回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いします。

### 委員長（高橋委員）

8月26日に開催されました第5回農政運営委員会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見ですが、議題1について、新規就農者より農地のあっせんについての要望があり、JAと連携して情報提供していかなければという意見がありました。

議題2及び議題3については、市への意見の全体的な構成を見直すことで意見がまとまり、今後は正副委員長及び正副会長が詳細を調整し、提出案を取りまとめることになりました。

議題4については、今年度から新たに農業委員会の最適化活動の目標の達成を報告することや、推進委員の最適化活動に対して農業委員会としての意見をまとめることが設定されたこと等について説明がありました。

以上で、第5回農政運営委員会の結果報告を終わります。

### 議長（阿部会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、以上で第5回農政運営委員会報告を終わります。

## 日程4 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第34号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-6から4-7は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号4-6は、申請人が所有する下溝の農地、1筆、1,007㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、産業廃棄物等処理業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック3段積み、高さ30cmを活用するとともに、鋼板高さ55cmを設置する計画です。雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模が丘病院の北東約160mです。

続きまして、收受番号4-7は、申請人が所有する西大沼2丁目の農地、1筆、1,347㎡を共同住宅として転用するための申請です。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業者からの要望により、共同住宅として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック2段から3段積みを設置する計画です。雨水については浸透ますを設置し、汚水については公共下水道に接続する処理計画です。申請地は市立大野台小学校の南東約135mです。なお、こちらの転用に関しては、都市計画法第34条第11号の区域指定という調整区域であっても建物を建てていいという法律に基づいて共同住宅を建設するという内容のものであります。

以上でございます。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-6については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

### 8番（志村委員）

8月25日に現地確認に行っていました。この土地は、1年ぐらい前までは耕うんされて、きれいな土地だったんですけど、それから荒れまして、草が大分生い茂ってありました。確認しに行ったときは、この写真より大分草が生い茂っていたんですけど、境界もしっかりしていますし、特に問題はないと思います。

以上です。

**議長（阿部会長）**

収受番号4－7については、南区担当、高橋三行委員、お願いします。

**10番（高橋委員）**

8月27日に見に行っていました。ここは以前、1回見に行ったことがあって、また今回、見に行ったというような場所でございます。なぜ1回見に行ったかという、駐車場になっていて、その駐車場がどうかということで、まあ、いいでしょうということになっていました。今回の申請は1,347㎡ということになってはいますが、開発する面積は、全体では2,300㎡強になっているんです。農業委員会に農地を転用するというので、こういう申請になっています。図面を見ていたら、エバタシステムパネル貯留層というのが分からなかったものですから、先日、事務局に確認したら、雨水を一時貯めるような施設ですよ。ですから、2,000㎡強の敷地に対して、雨水の危険性があるということで、こんな貯水槽を、この貯水タンクの容量として、117㎡ぐらいの貯水量がありますよということです。一時貯めて、また、徐々に川に放出するようなシステムらしいです。今後こんな方法が取られていけば、大水が出なくていいのかなと思いました。ここならば、学校は近いし、駅にもそれほど遠くないし、やむを得ないのかなと、そのように思いました。

以上でございます。

**議長（阿部会長）**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

何か御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第34号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程4議案第34号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第35号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更

### 申請について

## 日程6 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第35号、日程6議案第36号につきましては関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

### [ 異議なしの声 ]

### 議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第35号、議案第36号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について。別紙農地の事業計画変更申請收受番号5-1001は、農地法関係事務処理要領の規定により、変更をする相当の理由があるので、意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

事業計画変更收受番号5-1001について御説明いたします。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。本案件の申請地は、許可済地が白抜き部分、拡大地が隣接する、少し小さいですけれども、5-1043と書いたところの伸びた斜線部分となります。本案件は、令和3年1月4日付で、2区画の宅地造成として転用許可を受け、その後、3区画の宅地造成するために位置指定道路の指定を受ける必要が生じ、令和3年8月3日付で事業計画変更の許可を受けた農地について、再度、事業計画の変更を行うものです。

変更の経過と内容ですが、当初2区画だった宅地造成の計画を、前回の事業計画変更では3区画の宅地造成とすることに伴い、新たに位置指定道路の指定を受ける必要が生じ、その道路幅員の拡幅部分と車両の転回場の用地を確保いたしました。

変更後の農地転用許可を受けて、位置指定道路とするための事前協議に入りましたが、複数の不備が見つかり、その中の一つとして、許可済の計画変更の土地の形状では位置指定道路の認定を受けることができないことが分かり、事業区画を拡張し、認定を受ける必要が生じたことから、事業計画を変更するものです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、RC擁壁高さ15cmから65cm、コンクリートブロック高さ25cm及び地先ブロックを設置し、雨水については浸透式のL型側溝を設置して処理する計画です。申請地は中野小学校

の南西約220mです。なお、本事業の工事は未着手となっております。

続きまして、関連議案となります議案第36号について説明いたします。5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1043は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号5-1043は、借受人の住宅相談室心株式会社が、貸出人の所有する緑区中野の農地、1筆、526㎡のうち2.15㎡に使用貸借権を設定し、道路として転用するものです。現地の状況等につきましては、先ほどの説明と同様ですので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-1001及び5-1043については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

### **6番（大塚委員）**

8月29日月曜日の朝、推進委員さんと一緒に現地を見てまいりまして、以前に許可したところでは、当初は2棟造る予定だったので、これで許可が下りたそうですが、やはり2棟では広過ぎるということで3棟にしようということから、これでは道路の面積が足りないということで、現在、申請者が耕作している畑を少し道路用地として出して許可を受けたいということでした。周りへの配慮は、道路から向かって右側は住宅やソーラー施設なので何の問題もなく、上は道路で、左側が申請者の畑だけで、特段問題はないと思いますし、車の転回用地のところも、畑としてちょっと入り込んでしまうけれども、当日、本人と畑で会いまして、入口は本人が車や機械を入れたりする場所ですけど、20cmぐらい狭くなるくらいで農作業にはそんなに支障がないと言っていますし、雨水とかは、特段、問題はないと思います。

### **議長（阿部会長）**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

何か御発言はありますでしょうか。

### **17番（藤村委員）**

この写真を見ると、見取図、矢印は入口からだから、右側に新しく、地図とは違って建物が建っているんですね。

### **6番（大塚委員）**

そうですね。

### **17番（藤村委員）**

はい。それで、これが不思議なのは、6ページのほうが使用貸借権ですけども、事務局に聞きたいんですが、こういうのは貸借で行けるんですか。というのは、地主がやめたいよと言ったときに、建物が建たなくなってしまうというか、成立しなくなっ

もう可能性があるのではないですか。これ、何で貸借になっているのか分かりますか。

**事務局（松浦所長）**

今お話がありました使用貸借の関係ですけれども、前回、変更計画を出させていただいたときも、同じように使用貸借権ということで出させていただきました。こちらについては、地主さん御自身が使うところもあるので、使用貸借でお願いしたいと。実際に地主さんも承諾されて、使用貸借ということでやらせていただいています。位置指定道路自体は使用貸借権でも認められるということで申請に至っているというお話を聞いています。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**17番（藤村委員）**

はい。それは認められるんですね。

**議長（阿部会長）**

ほかにございますでしょうか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（阿部会長）**

御異議なしと認めます。

それでは採決をさせていただきます。

議案第35号、議案第36号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程5議案第35号、日程6議案第36号については、原案のとおり決定いたしました。

事務局の打合せがあるようなので、暫時休憩させていただきます。

[ 休憩 ]

## 日程7 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

再開いたします。

続いて、日程7議案第37号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-11から5-13及び5-1037から5-1042は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-11については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和4年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページから9ページを御覧ください。

收受番号5-11は、譲受人の有限会社リバーサイドサガミが、譲渡人の所有する中央区田名の農地、1筆、3,055㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、土木工事業を営んでおり、事業拡大に伴い、賃借中の資材置場が手狭なため返却し、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北東及び北西側にはH鋼高さ3mを、南東及び南西側には単管鋼板高さ50cmを設置して土留めする計画です。雨水については、敷地内通路は厚さ1.9cmの鉄板敷き及び厚さ30cmの単粒砕石敷きとし、ほかは転圧をし、敷地内浸透とする計画です。申請地はうめざわクリニックの北西約290mです。なお、本件は神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

続きまして、收受番号5-12は、借受人が貸出人の所有する中央区田名の農地、3筆、330㎡に使用貸借権を設定し、農家分家住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、現在、賃貸住宅に住んでおり、新たに農家分家住宅として自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック2段から3段を設置して土留めをする計画です。雨水については浸透ますを設置し、汚水については公共下水道管に接続して処理する計画です。申請地は田名望地公園の南東約100mです。

続きまして、收受番号5-13は、譲受人の株式会社水橋工業が、譲渡人の所有する麻溝台の農地、2筆、1,001㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。案内図は6ページを御覧ください。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、土木工事業を営んでおり、賃借中の資材置場を返却し、新たに資材置場を確保するものです。

隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、万能鋼板高さ2m60cmを設置して土留めする計画です。雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は麻溝台公園の北西約470mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは、続きまして津久井事務所管内の6件について説明いたします。9ページから11ページを御覧ください。

收受番号5-1037は、譲受人が譲渡人の所有する緑区中野の農地、1筆、251㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、現在、実家に居住しており手狭なため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のRC擁壁及びコンクリートブロックを使用するとともに、新たにコンクリートブロック2段を設置し、汚水については公共下水道に接続し、雨水については浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は津久井総合事務所の西約240mです。

続きまして、收受番号5-1038は、譲受人が譲渡人の所有する緑区牧野の農地、1筆、456㎡の所有権移転を受け、工房に転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、木工業を営んでおり、現在賃借中の工房が手狭なため、新たに工房を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存の石積み擁壁、間知ブロックを使用するとともに、コンクリートブロック1段を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は藤野南小学校の北西約640mです。

続きまして、收受番号5-1039は、譲受人のムービング・アーキ株式会社が、譲渡人の所有する緑区青野原の農地、1筆、327㎡の所有権移転を受け、事務所として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、建築設計管理業を営んでおり、賃借中の事務所が手狭となり、新たに事務所を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のRC擁壁、コンクリートブロックを使用し、汚水については高度処理型浄化槽を設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原診療所の北約130mです。

続きまして、收受番号5-1040は、譲受人である株式会社梅澤興業が、譲渡人の所有する緑区川尻の農地、1筆、303㎡の所有権移転を受け、資材置場及び車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに資材置場及び車両置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、万能鋼板高さ約2.5mを設置するとともに、雨水については砂利敷きによる敷地内浸

透とする計画です。申請地は市立広田小学校の西約900mです。

続きまして、收受番号5-1041は、譲受人である株式会社住まいの広場TOWNSが、譲渡人の所有する緑区千木良の農地、1筆、369㎡の所有権移転を受け、宅地造成するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。斜線部分が申請地で、左上から宅地と示した白抜き部分を含めて事業地となります。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、2区画の宅地造成をするものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存のコンクリートブロックを利用するとともに、コンクリートブロック2段及び地先境界ブロックを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は千木良診療所の南東約120mです。

続きまして、收受番号5-1042は、借受人である東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人の所有する緑区根小屋の農地、5筆、2,863㎡のうち1,013.98㎡に賃借権を設定し、モノレール基地、仮設路として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。網かけ部分が申請地で、ここから右側の鉄塔周辺に向かった白抜き部分を含めて事業地となります。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、リニア中央新幹線電力供給に伴う鉄塔建設に係る資機材運搬用のモノレール基地、仮設路として一時転用するので、一時転用期間の許可予定日は本件議決後の9月2日、終期については令和6年3月31日です。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、ガードフェンス高さ180cm及び土留め鋼板高さ30cm、単管ロープ柵高さ100cmを設置するとともに、汚水については、くみ取り式仮設トイレを設置して処理し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は稲生公園の南約570mです。

以上で説明を終わります。

### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-11及び5-12については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

### **13番（大谷委員）**

5-11からお答えいたします。この土地は、随分昔から利用状況調査の結果がDからCの土地で、結構、問題になっている土地でした。四方が全て工場と資材置場で、リバーサイドサガミさんも、主にこの地域周辺が仕事場なので、双方にとって、いい話ではなかろうかとは思っております。

5-12は、写真ではちょっと分からないんですが、左側のところに家が1軒あるだけで、あとは全く問題はないと思っております。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-13については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

### **8番（志村委員）**

8月25日に現地確認に行ってまいりました。四隅もしっかり単管で打ってありまし

て、反対側が横浜水道の水道道になっております。特に問題はないと思います。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、5-1037については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

#### **6番（大塚委員）**

8月29日に見てまいりまして、既に10年来、耕作者が亡くなってから娘さんに移りましたけれども、娘さんは公務員ということで、全然、畑をやらない方だったので、以前は駐車場に貸したりしていたんですけれども、砂利も除いて、きれいな畑のような土地になりましたが、周りは既に宅地に囲まれております。雨水とかの問題も特になく、公共下水道も通っていますので、転用もやむを得ないかなと思います。問題ないと思います。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号5-1038については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

#### **3番（加藤委員）**

8月26日に天野委員と2人で見に行ってみりました。今回は赤い旗がきれいに並んであって、見るのが簡単で、すぐに終わりました。私の意見としては、ちょっと傾斜ですけど、適切だと思います。よろしくお願いします。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号5-1039については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

#### **16番（菱山委員）**

8月28日に加藤推進委員と現地調査してまいりました。地図の9ページにもありますとおり、若宮橋と書いてあるところが国道413号線になります。東側も市道、南側、西側も住宅が建ってしまっていて、囲まれているような状態なので、事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしく願いいたします。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号5-1040については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

#### **14番（西東委員）**

8月27日に、落合推進委員と現地を調査しました。申請地の周囲は、いわゆる城山の里山が広がる場所なんですよ。案内図にもありますが、少し下に行きますと、毎年、たしか県の助成なんかも受けているかと思うんですが、地元の人たちが集まって里山まつりなどをしているいい場所です。申請地のところは穴川という清流が通って、その下には、まだ水田があるという場所です。私個人は非常に残念な転用でもあるんですけども、初めての転用場所になっているのではないかな。確かに不耕作地は多くなってきているんですが、まだ下のほうはきれいに整地された、いわゆる里山の農地がずっと広がってしまっていて、本当にきれいなところですけども、ただ、土の流出とか、そういうもろもろの防止策を業者でしっかり計画を立てて整っていると思われまして、転用もやむを得ないと考えました。

以上です。

**議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1041については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

**1番（青木委員）**

8月28日に岸推進委員と現地を確認してまいりました。事務局の説明どおり、境界線もきれいになっておりますし、東と西は住宅に囲まれておりますので、別に問題ないと思います。

以上です、よろしく願いいたします。

**議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1042については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いいたします。

**15番（八木委員）**

8月29日に地区担当の長谷川委員と現地調査へ行ってきました。ここは蕪尾根地区というところのかなり端のほうですけれども、案内図から見て、左のほうが低くて、右のほうが鉄塔のほうに登っていくような感じのところですが、一番広いところ、大体、半分ぐらいが竹やぶみたいな形になっていまして、私、鉄塔のところまでは登っていけなかったんですけれども、境界というか、杭はかなり何本も打ってありまして、分かりやすくなっていまして、農転自体は致し方ないかなと思います。今回の事業地の前に、農道みたいな形で、かなりしっかりしたアスファルトの道があるんですけれども、逆に左側の部分というのはかなりきれいになっているところなので、土砂とかの流出がないように留意していただければいいかなと思います。

以上です。

**議長（阿部会長）**

これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

**1番（青木委員）**

単純な質問で申し訳ないですけど、5-12ですが、転用目的で、農家分家住宅というのはどのような住宅をいうんですか。

**事務局（伊藤担当課長）**

譲渡人、貸出人がお父さんで、借受人の下の段の方が娘さんです。この方々は農家ではないので、農家分家住宅とはなっていますけれども、お父さんが農家で、その子供が家を建てるということで、農家分家住宅となります。よろしいでしょうか。

**1番（青木委員）**

はい、結構です。ちょっと初めて聞いたので、ありがとうございます。

**17番（藤村委員）**

今と同じ質問ですけど、ここをわざわざ農家分家住宅にする意味はどういうことですか。普通に住宅が建つのではないですか、建たない？

**事務局（伊藤担当課長）**

ここは農地なので。

**17番（藤村委員）**

農地なのか。

**事務局（伊藤担当課長）**

はい。

**17番（藤村委員）**

転用はできないのね、3種か、だから、農家分家にしておかなければ駄目なんだ。

**事務局（伊藤担当課長）**

農地転用することによって農家分家住宅を建てるという流れになってきます。案内図でいきますと、周りは結構住宅が建っていますけれども、ここも市街化調整区域なので、当然、農地転用の許可の対象になりますので、今回の議案として上程しています。

**17番（藤村委員）**

この間、最初にトレーニングで見せていただいたところは、分家住宅というか、農家住宅を、自分がいなくなったら、たしか更地にしたんだよね。だから制約がついているのは当然というか、それを承知で建てているということだね。

**事務局（伊藤担当課長）**

農家分家住宅という開発行為に当たるんですけども、今後、借受人、御夫婦の直系のお子さんたちが引き継いで住む分には、例えば家が古くなったから建て替えをするとか、そういったことは可能になりますけれども、第三者に売却した場合、開発行為の許可の条件として、この方々に対して農家分家住宅という許可が出ていますから、その許可は第三者に売却するなり譲渡することはできないんですね。ですので、第三者がここを買うことは、宅地に地目変更がされれば、多分できると思います。しかしながら、都市計画法上は、建物を建てる許可については、このお二方の直系にしか建物を建てていいという許可は引き継がれませんので、そのような制約はあります。

**12番（山口委員）**

ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、5-1042で、飛び飛びになっていますよね。これは何ででしょうか。

**事務局（松浦所長）**

先ほどもちょっと御説明しましたけれども、案内図を見ていただくと、鉄塔から実際に許可をするところまで、結構、距離があります。今回、許可部分ということで、ここを色塗りさせていただいています。それ以外については地目が畑ないしは田とか農地ではありませんので、許可対象になっていないということで御覧いただければと思います。ここはほとんどが山林になっております。

以上になります、お願いいたします。

**12番（山口委員）**

分かりました。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

それでは採決をさせていただきます。

議案第37号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

### **全員挙手**

#### **議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程7議案第37号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程8 議案第38号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程8議案第38号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第38号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-1013から4-1016は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページを御覧ください。

整理番号4-1013は、経営規模拡大のため、新たに利用権の設定をするものです。案内図は13ページを御覧ください。契約期間は1年4か月、件数は1件、1筆、面積は1,123㎡です。

続きまして、整理番号4-1014から4-1016は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は14ページを御覧ください。契約期間は3案件とも20年4か月、件数は3件、3筆、面積は合計で2,317㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はありますでしょうか。

### 17番（藤村委員）

4-1014から4-1016にかけての事業者は、太陽光発電なども手がけられているんですが、今後の農地の利用方法としては、どのようなことを考えているのか、知っている範囲でお願いします。

### 事務局（松浦所長）

今回の利用権の設定農地では、今後の予定もありますけれども、一部では太陽光発電もやりたいというお話は来ています。あと、当然のことながら、ここはブルーベリーが主ですけれども、それ以外にも一般的な農作物、出しているのはショウガとかパッションフルーツ、ニンニク等、花についてはヒマワリとか菜の花、こういったものを栽培する予定になっているとお伺いしています。

以上です。

### 17番（藤村委員）

ありがとうございます。いずれにしても、どの面積か分からないけど、太陽光も想定の中に入っているということで、それは後で出てきますね。

### 12番（山口委員）

4-1013で、契約期間が1年4か月となっているんですけれども、あれ、こんな短いのだと思ったんですが、そのまま自動的に更新が前提ですか、それとも本当に1年

4か月で返してしまうという契約でしょうか。

**事務局（松浦所長）**

期間ですけれども、通常ですと12月末が更新時期というのがあります。今御覧いただいているとおり、この方はほかにも耕作面積をお持ちになっています。そういったところと合わせて更新ができるように期間を設定させていただいているということで御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言ございますでしょうか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第38号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程8議案第38号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程9 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程9議案第39号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第39号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-28は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページを御覧ください。案内図も15ページになります。

整理番号4-28は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は1件で、1筆、面積は合計998㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言ございませんか。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですね。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第39号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第39号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程10 議案第40号 農用地利用配分計画の作成について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程10議案第40号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、8番志村委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

### 8番 志村佳男委員 退席

### 議長（阿部会長）

それでは、日程10議案第40号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、16ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第40号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号4-24は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和4年8月2日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和4年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17ページを御覧ください。案内図は15ページを御覧ください。

整理番号4-24は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は1件で、1筆、面積は998㎡です。なお、案内図を御覧いただきたいんですが、今回の申請地の左隣、西側ですね、ちょうど道路の角に当たりますけれども、こちらは耕作者の家族が所有する農地になっておりまして、この農地と一体に利用集積という形で耕作していく計画となっております。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

### [ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第40号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程10議案第40号については、原案のとおり決定いたしました。  
議事が終了しましたので、8番志村委員には御着席をお願いいたします。

**8番 志村佳男委員 着席**

## 日程 1 1 議案第 4 1 号 農用地利用計画の変更について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 1 議案第 4 1 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、18 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 4 1 号 農用地利用計画の変更について。令和 4 年 8 月 1 0 日付けで、相模原市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、意見を求められたので同意するものとする。令和 4 年 8 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、19 ページを御覧ください。

本案件は、農用地区域からの除外について、市長から意見を求められているものです。農用地区域からの除外は、緑区大島の農地、1 筆、面積 2,029 m<sup>2</sup>のうち 317.10 m<sup>2</sup>です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は 16 ページを御覧ください。斜線部分が本案件の除外区域です。農用地区域から除外する理由としましては、農家住宅を建築するためのものです。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 10 番（高橋委員）

もう少し、農家住宅を建てられる理由を詳しく教えていただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

### 事務局（伊藤担当課長）

まず、農用地を除外する条件としては、農用地のエリアの中の縁辺部に所在する農地というのが一つになります。次に、農用地を除外したら、農地転用が可能な立地条件になるかというのがあります。その 2 つをクリアできて、初めて農用地の除外という手続ができることになります。こちらの農地、農用地を除外したら農地区分がどうなっていくかということですが、この辺りは周りが農用地ですけれども、農用地の面積がおおよそ 4 ヘクタールです。4 ヘクタールの面積になりますと、農地区分は第 2 種農地となります。そうすると、ここでなければいけないという選定をした理由というのがはっきりしていれば、今後、農地転用は可能となっていくものです。この方の場合は、同じ敷地内に農業用施設、倉庫であるとか作業所とか、そういったものを併設しておりますので、それが第 2 種農地としての転用理由、どうしてもここでなければならぬという理由に合致すると、そう考えております。よって、今後、農業委員会としては、農家住宅の建築の農地転用に関して、申請は受けられるものと判断しました。

以上です。

### 10 番（高橋委員）

そうしますと、さっき、分家住宅というのがありましたけれども、子供が分家住宅を建てるよということになれば、そこは建てられるというような格好で、第 2 種農地とい

うのは少しずつ宅地化されていくというおそれもあるんだ。はい、分かりました。

**事務局（伊藤担当課長）**

あと、面積に関してですけれども、農家住宅とか分家住宅を含めまして、相模原市の場合は敷地面積の上限がございます。これは開発行為に伴う旧相模原市域、市街化調整区域の中に該当しますけれども、その場合は、敷地面積、最大で400㎡までという上限があります。また、津久井地域になりますと無指定になりますので、開発行為には該当しなくなってくるんですが、そうしますと、今度は県の基準で最大で500㎡未満以下ということで、敷地として開発できる面積も、津久井地域であっても、やはり500㎡までと上限は定められています。

以上です。

**10番（高橋委員）**

はい、ありがとうございました。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**10番（高橋委員）**

はい。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言ございますか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですね。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第41号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程11議案第41号については、原案のとおり決定いたしました。

進に関する指針について

**議長（阿部会長）**

続きまして、日程 1 2 議案第 4 2 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（濱端総括副主幹）**

それでは、20 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 4 2 号 相模原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のとおり定め、同条第 3 項に基づき公表するものとする。令和 4 年 8 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、21 ページから 24 ページを御覧ください。

こちらの指針につきましては、既に 7 月の全員協議会及び 8 月の推進委員情報交換会でお示ししている内容でございます。

その後、8 月 17 日を締切りとして御意見を伺いました結果、委員の皆様からの御意見はございませんでした。

農地等の利用の最適化に関する指針については、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項において定めるように決められております。今回の指針は、3 年前の令和元年 7 月に作成いたしました指針における目標値等について、農業委員及び推進委員の改選期に合わせて見直しを行ったものでございます。なお、この指針は、令和 5 年度を最終目標としております。

それでは、21 ページの下段を御覧ください。

1 の（1）遊休農地の解消目標についてですが、現状、110 ヘクタールある遊休農地を毎年 10 ヘクタールずつ解消し、2 年間で 20 ヘクタールの解消を目指し、2 年後の令和 6 年 3 月の遊休農地面積を 90 ヘクタールとするものです。

次に、23 ページを御覧ください。

2 の（1）担い手への農地利用集積目標についてですが、現状の集積面積 140 ヘクタールに対し、毎年 10 ヘクタールずつを集積し、2 年間で 20 ヘクタールの集積を目指し、2 年後の令和 6 年 3 月の集積面積を 160 ヘクタールとするものです。

続いて、24 ページを御覧ください。

3 の（1）新規参入の促進目標についてですが、現状の累計 103 経営体に対し、毎年、10 経営体の新規参入を目標とし、2 年間で 20 経営体の参入を目指し、2 年後の令和 6 年 3 月の参入経営体を 123 経営体とするものです。また、新規参入経営体取得面積は、現状の累計 21.5 ヘクタールに対し、毎年 3 ヘクタールずつ取得面積を目標とし、2 年間で 3 ヘクタールの取得を目指し、2 年後の令和 6 年 3 月の取得面積を 27.5 ヘクタールとするものです。

なお、この議案について、本日の総会で御決定いただいた後には、農業委員会等に関する法律第 7 条第 3 項に基づき、市ホームページ等に公表する予定となっております。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。  
議案第42号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。  
よって日程12議案第42号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 1 3 議案第 4 3 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の

### 点検・評価並びに令和 4 年度最適化活動の目標

### の設定等について

#### 議長（阿部会長）

続いて、日程 1 3 議案第 4 3 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（濱端総括副主幹）

それでは、25 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 4 3 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について。農業委員会等に関する法律第 3 7 条に基づき、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 4 年度最適化活動の目標の設定等を決定し、公表するものとする。令和 4 年 8 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、26 ページから 36 ページを御覧ください。

議案第 4 3 号については、既に 7 月の全員協議会及び 8 月の推進委員情報交換会でお示ししている内容でございます。

その後、8 月 1 7 日を締切りとして御意見を伺いました結果、委員の皆様からの御意見はございませんでした。

令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、26 ページから 33 ページでございまして、担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止、解消への取組等を取りまとめたものでございます。

また、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等につきましては、34 ページから 36 ページを御覧ください。

今年度から新たな表題と書式に変更となったもので、変更点を中心に、主な内容について御説明させていただきます。

35 ページ、1 の最適化活動の成果目標の（1）農地の集積ですが、②の目標について、現状 9.7% の集積率を令和 6 年度までに 12% にする設定となっております。

（2）遊休農地の解消ですが、現状 110 ヘクタールの遊休農地に対して、緑区分の遊休農地の解消目標面積が 5 分の 1 の面積となる 22 ヘクタールを設定することとなっております。

36 ページの（3）新規参入の促進ですが、平成 28 年度から平成 30 年度の権利移動面積の平均となる 126 ヘクタールを基にした目標設定となっております。

また、2 の最適化活動の活動目標の（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、月 6 日を設定しております。

（2）活動強化月間の設定目標ですが、設定回数を 3 回としまして、最適化活動の 3 つの項目について、それぞれ設定をしております。なお、一番上の項目となる新規参入の促進についての取組時期ですが、市町村別就農相談会を主催するかながわ農業アカデミ

一から、開催を10月から11月に変更する旨、連絡があったため、資料も11月に変更しております。この相談会には、本庁管内及び津久井管内の推進委員1名ずつに御出席いただく予定です。

なお、この議案について、本日の総会で御決定いただいた後には、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、市ホームページ等に公表するとともに、県を通じて関東農政局に報告する予定となっております。

以上で説明を終わります。

### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### **1番（青木委員）**

私は農業委員をやる前に推進委員をやっておりましたのでよく分かるんですけども、これは確か国が決めたものですよね。私が推進委員をお願いするときに、そんなに難しくないよという話で推進委員になってもらったんですけども、これを見たら、我々のやっていたときより大分難しくなってきましたよね。難しくなるのはいいし、報酬をもらっているんだから、やらなくてはいけないと思うんだけども、推進委員の方に直接聞いていないですけども、あまり難しくなったら、次回、推進委員を選ぶときに、1期で辞める人が大分出てくるのではないか。この話を出したときに、推進委員の方は何も言わなかったでしょうかね。辞めたという人が出るのも不思議ではないかなというくらいです。このようにどんどん縛ってくると、次回の推進委員を選ぶときに大変ではないかと思うんですけども、推進委員の方にお話ししたときの状況をちょっと教えていただきたいんです。

### **事務局（濱端総括副主幹）**

今、青木委員からお話しいただいた件につきましては、推進委員の情報交換会を8月に行って御説明させていただいた中では、活動の日数を目標ということで設定しなければいけないという制度に変更されたため、効率的にやるために1日に集中して活動している場合に、活動日数が絞られてしまうという状況になってしまい、一生懸命やっている方の評価という点でうまく反映されないのではないかと御意見はいただいております。

実は、9月の個別報告会のときに、もう一度、御説明させていただくということで、制度が変わった経緯も含めまして、推進委員の皆様には再度御説明する予定になっております。

以上です。

### **事務局（齊藤事務局長）**

青木委員が御心配されたような意見は、当日、多くの推進委員さんからいただきました。我々も国から言われて、これは後から決定した内容で、このようにしてくださいということに基づいて日数とかを決めて、それをお伝えした中ではありますけれども、やはり、どうしても上からやってくれというように聞こえてしまっていて、今までも一生懸命やっていたでいる、特に地域で活動していただいている中で、御理解をいただけなかった部分ではございました。ただ、先ほど担当が御説明いたしましたように、どのように改正されたとか、どういう活動がこの日数に入れていただけるかとか、御負担のないような活動記録を出していただけるように丁寧に説明を行ってまいりますので、引

き続き、御協力と御理解を求めていきたいと考えております。

以上です。

**議長（阿部会長）**

今のお話、当初からすると、負担が大きくなってきているのではないかというお話を聞くこともあるわけですね。その辺のところについては、事務局から調査物が来たり、それから、そのほかに付記書きをして、なかなか難しいという話が出ていると私も承知しています。

ほかに御発言はございますか。

**17番（藤村委員）**

これは全員協議会で時間をかけて話したほうがいいのかもしれませんが、全体的にもそうですが、例えば24ページを見ていただいて、先ほどの説明で、例えば最終目標のところにもこのように書かれていて、新規就農者を年10件ぐらい、何ヘクタールかをこのようにやっていくということですが、問題は、どうやってやるか。目標を立てて、全体の案に関して、具体的に、これは農業委員会事務局もそうだし、委員にも投げかけられていることだけ、この目標をブレークダウンした後に、我々はどんな努力をしたらいんだとか、そういうところも、これ、ここで一応承認して、全員協議会の中で議論しますか。ブレークダウンしたらさっきの青木さんの質問にも及んでいくということを感じましたというか、どうしたらいいんだろうと思いました。その議論は、後ほどやりましょうか。

**事務局（濱端総括副主幹）**

そうですね、全員協議会でも御説明させていただく議題もありますので、ぜひ、こちらでお願いできればと思います。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言はございますでしょうか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第43号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程13議案第43号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 4 報告第 3 0 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 5 報告第 3 1 号 非農地証明書の発行について

日程 1 6 報告第 3 2 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する  
調査結果の報告について

日程 1 7 報告第 3 3 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告  
について

日程 1 8 報告第 3 4 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告につ  
いて

**議長（阿部会長）**

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑があった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明がありますか。

**事務局（伊藤担当課長）**

特にございません。

**議長（阿部会長）**

特にないということですが、皆様から御発言ありますか。

**1 7 番（藤村委員）**

報告第 3 0 号、3 8 ページに記載がある青空農園をインターネットで調べたら、代表者の名前が違って、これ、名前、変わったんですね。

**事務局（伊藤担当課長）**

そうです、名前が変わられました。

**1 7 番（藤村委員）**

住所も変わっているのかな、ちょっと分からないけど。何か変わったんですね。

**事務局（伊藤担当課長）**

はい。

**1 7 番（藤村委員）**

もう一つは、相続でいろいろ変わって、全部、あっせんの申出がなしと。実質、宅地化しているところが多いと思いますが、畑として使われている、しかも、それなりの面積があるようなところで、例えば 4 8 ページの 2 9 番などは 2 反歩ぐらい、実際、この方はやられるんですね。どのように考えているのか教えてください。

**事務局（伊藤担当課長）**

前回もお話ししましたが、あくまでも相続しましたという届出になります。その中で、御本人が耕作中だということで届出をされているということで、併せて、農業委員会等に対して借受人を探してくれという申出はされていませんので、届出どおりと解釈しております。

#### **17番（藤村委員）**

具体的に、そのようなやり取りが行われているんですね。というのは、出せばいいとか、例えば遠隔地に住んでいるような方々だったら、何が起るかも全然分からなくて、放ってあるという可能性もあるわけですね。例えば親切的な団体があって、そこでいろいろ相談して、使ってくれる人を探してくれとか、そういうような議論があったのか、ないのか。それとも畑で、私、やりますよ、やっていますよということを明示されているのかとか。

#### **事務局（伊藤担当課長）**

あくまでも書面での受け取りです。本人がやるという書面、届出になっております。それ以外は、特にやり取りはいたしておりません。

#### **17番（藤村委員）**

それでは、1004番、山林ではしょうがないから、これもそういうことですね。

#### **事務局（伊藤担当課長）**

ここで報告されているものは、基本的には全て書面での届出ですので、その中で、自ら耕作するというチェック項目があります。それをチェックして提出していただいている。ですので、それ以上のことは、こちらではこの時点では特に詮索しておりません。

#### **17番（藤村委員）**

これは事務局に対する攻撃ではないんだけど、やはり、相続が原因で荒廃地、農業放棄地が増えているというのが結構あるわけですね。牧野の奥地で何が起っているのかというのは、なかなか不便なところだし、私も推進委員さんがチェックした項目のデータを頂いていないので航空写真で見たら、立派な荒れ地ですよ。もともと、これ、使ってくれと言われても困るような場所だけど、だから、むしろ、あっせんなしのほうがいようなものだけど、やはり、本当にあっせんなしですね、誰かいい人があったら使いましょうよというようなことを農業委員会の仕事として一言言うべきではないでしょうか。あっせんなしで、それこそ太陽光や資材置場をつくるんだったら、こんなところでやってくれたほうがものすごくいいわけで、やはり、そこを一言、こういう相続のところで、しかも現地に住まないで別のところに住んでいる方の相続の場合は、一言聞いてあげたほうがいいのではないかと思うんですね。それが農業委員会の仕事ではないでしょうか。

#### **議長（阿部会長）**

法的にどうだろう。

#### **事務局（伊藤担当課長）**

まず、手続的には、相続を受けた方は、法的に届出という義務はあります。その中で、任意的にチェック項目として、どうされますか、自分で耕作する、もしくは管理するという項目になっています。私は現地を確認していませんけれども、今、藤村委員がおっしゃったような、荒れ果てているところを誰かに貸したいと御本人は考えると思います。使える畑で、だけど自分で耕作できないのであれば、貸したいとチェック項目に

チェックをされる方も実際にいらっしゃいます。今回はそういった事情で、現場を分かっているからこそ、本人は自分で管理するというチェックをされたのではないのでしょうか。あくまでも、この届出の時点で、本人がそういう意思を持って、自分で管理をする、人には貸さないとの届出をされているわけですから、まずその時点では、そのまま素直に受付をしております。

### **17番（藤村委員）**

相続が不適切にというか、農地の管理として不適切に行われて、荒地地になっていくとか、相続や相続直前みたいなところで荒地地になっていくというのが多々発生している中で、こういった事例をどのように把握して、次に繋げていくことが農業委員会に求められているのではないのでしょうか。だから、報告は報告でいいですよ。では、どうしようと、その次、現地にいる農業委員も推進委員も含めて、あそこのところは、ちょっと今度は手が回らなくなるよということ、その母集団ではないですか。それをどうしようかということで、だから、これは報告だから、報告は受け付けます。次どうしようという議論をしたらいいのではないのでしょうか。

### **議長（阿部会長）**

藤村委員の御意見をいただきましたけど、まさにそこをどうするかというのは、農業委員会であり、農業委員であり、推進委員さん、農業者等を含めて、今まさに人・農地プランを進めていくというときにあります。この辺のところを進めていく必要があるわけですが、これはまた、農政運営委員会とか、それから、農地に関わることで、農地あっせん委員会と、2つの委員会にも共通するところだと思いますので、その辺も含めて、この委員の中で、例えば全員協議会を使うとか、そういう中でまた議論をしていく必要はあるのだろうなと感じております。ただ、ここでは、法的なところ、手続というところでは報告ということですので、これはこの程度に収めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに御意見等、御発言ありますでしょうか。

### **議長（阿部会長）**

よろしいですね。

それでは、日程14報告第30号から日程18報告第34号までを終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第7回総会は、令和4年10月3日月曜日、午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第6回総会を終了いたします。